

一般社団法人つくば観光コンベンション協会ホームページバナー広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般社団法人つくば観光コンベンション協会ホームページ（以下「協会ホームページ」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の定義)

第2条 協会ホームページとは、一般社団法人つくば観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が管理・運営する観光・コンベンションの総合情報サイトをいう。

2 バナー広告とは、文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けたもの（以下「広告主」という。）のホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

(バナー広告の募集及び申込み)

第3条 バナー広告の募集は、協会ホームページ、その他の広報媒体を利用して行うものとする。

2 バナー広告掲載希望者は、広告掲載を希望する前月の14日前までに協会バナー広告掲載申込書を会長に提出しなければならない。

(掲載期間・規格及び掲載料)

第4条 バナー広告を掲載する期間は、1か月単位で最高12か月とし、その後更新する場合はバナー広告掲載申込書を会長に提出しなければならない。

2 バナー広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

3 トップページ右側バナーへ掲載を希望した場合は、トップページ下段バナーへ同時に掲載を行う。

トップページ右列バナー規格（1枠）		
大きさ	縦75ピクセル×横285ピクセル	
形式	GIF, JPEG	
容量	50KB以下	
期間	協会会員	非会員
1か月	5,000円（税別）	8,000円（税別）

■募集枠数：20枠程度

トップページ下段バナー規格（1枠）		
大きさ	縦50ピクセル×横190ピクセル	
形式	GIF, JPEG	
容量	50KB以下	
期間	協会会員	非会員
1か月	2,000円（税別）	4,000円（税別）

■募集枠数：20枠程度

（バナー広告掲載の範囲）

第5条 バナー広告を掲載できる業種は、観光・コンベンション・産業に関したものであって、次の各号のいずれかに該当するものは、協会ホームページに掲載しない。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- ② 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- ③ 公の秩序または善良の風俗に反する恐れのあるもの
- ④ その他、掲載する広告として妥当でないと会長が認めたもの

（バナー広告掲載の決定）

第6条 会長は、前条の規定する基準に適合するかどうかを審査し、バナー広告掲載の可否を決定する。

2 会長は、広告掲載を決定したときは掲載決定通知書を広告主に通知し掲載料を請求するものとする。

（バナー広告掲載料の納付）

第7条 広告主は、バナー広告掲載料を会長の指定する期日までに一括前納しなければならない。

（バナー広告原稿の作成及び提出）

第8条 バナー広告のバナー作成は、広告主が自己の負担により作成するものとし、会長が指定する期日までに電子データにて提出しなければならない。

2 会長は、提出のあったバナー広告原稿及びリンク先が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿又はリンク先の変更を求めるものとする。

（バナー広告の掲載）

第9条 会長は、バナー広告掲載料が納付され、かつバナー広告原稿及びリン

- ク先を確認し適当であると認めるときは、広告枠に広告を掲載するものとする。
- 2 バナー広告の位置は、トップページ内のなかから会長が定めるものとする。
 - 3 バナー広告の掲載希望者の数が募集数を超えたときは、当協会会員を優先とし、広告掲載希望の申込み順とする。

(バナー広告掲載の取消し及び取下げ)

- 第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、バナー広告の掲載を取り消し、掲載したバナー広告の削除又は一時中止をすることができる。
- (1) 広告主が指定する期日までにバナー広告原稿を提出しないとき
 - (2) バナー広告内容が各種法令に違反しているとき
 - (3) 広告主がバナー広告掲載の取下げを申請したとき
 - (4) その他、バナー広告掲載が適切でないと会長が判断したとき
- 2 前項の規定により、バナー広告掲載を取り消し、又は取下げた場合は、納付済みのバナー広告掲載料は返還しない。

(バナー広告掲載料の還付)

- 第11条 バナー広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、バナー広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。
- 2 還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(バナー広告の停止等)

- 第12条 次の各号に掲げる理由により、協会ホームページの運営を一時停止した場合は、バナー広告掲載料を返還しないものとする。ただし、停止期間に応じて掲載期間を延長できるものとする。
- (1) ホームページの更新、修正等のための停止
 - (2) 電気通信設備の保守、点検、障害、工事等によるやむを得ない停止

(協議)

- 第13条 この取扱基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、会長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

- 第14条 この取扱基準に定めるもののほか、バナー広告掲載について必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この基準は平成22年11月19日から施行する。

この基準は平成25年4月1日から施行する。

この基準は令和6年5月1日から施行する。